

○平塚市の福社会館の設置及び管理等に関する条例

平成 8 年 3 月 2 6 日

条例第 2 号

改正 平成 1 5 年 3 月 2 4 日条例第 7 号

平成 1 7 年 6 月 3 0 日条例第 2 3 号

平成 1 8 年 3 月 2 8 日条例第 1 2 号

平成 2 1 年 3 月 2 5 日条例第 8 号

平成 2 1 年 6 月 2 5 日条例第 2 1 号

平成 2 2 年 6 月 2 9 日条例第 1 6 号

平成 2 4 年 3 月 2 3 日条例第 7 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日条例第 3 1 号

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日条例第 4 7 号

令和元年 6 月 2 7 日条例第 4 号

令和 7 年 3 月 1 7 日条例第 8 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、福社会館の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 本市は、地域共生社会を推進し、市民の福祉及び健康の増進並びに生活の向上を図るため、福社会館を設置する。

2 福社会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平塚市福社会館	平塚市追分 1 番 4 3 号
平塚市南部福社会館	平塚市袖ヶ浜 2 0 番 1 号
平塚市西部福社会館	平塚市公所 8 6 8 番地

（施設及び事業）

第 3 条 福社会館に老人福祉センターを置く。

2 福社会館は、次に掲げる事業を行う。

（ 1 ） 老人福祉センターの運営に関すること。

（ 2 ） 子ども・子育て支援に関すること。

- (3) 各種福祉相談に関すること。
- (4) 市民相互の交流促進に関すること。
- (5) 健康増進に関すること。
- (6) 福祉奉仕活動の場の提供に関すること。
- (7) 権利擁護に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事業。

2 平塚市南部福祉会館及び平塚市西部福祉会館は、前項第 1 号から第 5 号までに掲げる事業のほか、市長が必要と認める事業を行う。

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、福祉会館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせるものとする。

- (1) 福祉会館の利用の承認等に関する業務
- (2) 福祉会館の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(指定管理者の指定等)

第 5 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に福祉会館の管理を行うことができると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 福祉会館の利用に関し、住民の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 福祉会館の管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 福祉会館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の管理の基準)

第 6 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、適正に福祉会館の管理を行わなければならない。

- (1) 法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則を遵守すること。
- (2) 福社会館の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。
- (3) 福社会館の管理に関し知り得た利用者等の個人情報を適切に取り扱うこと。

(指定管理者の告示)

第 7 条 市長は、指定管理者の指定をし、又は取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(休館日)

第 8 条 平塚市福社会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月第 1 日曜日、第 3 日曜日及び第 5 日曜日（浴場にあつては、毎週日曜日）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（次項において「休日」という。）
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 平塚市南部福社会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎週月曜日。ただし、当該月曜日が休日に当たるときは、当該月曜日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。
- (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 平塚市西部福社会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎週水曜日
- (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

4 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前 3 項に規定する日に開館し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第 9 条 平塚市福社会館の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 会議室その他の集会室 午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、毎月第 2 日曜日及び第 4 日曜日は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 浴場 午前 1 0 時から午後 3 時まで

2 平塚市南部福社会館の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に

定める時間とする。

- (1) 会議室その他の集会室及び体育館 午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 機能回復訓練用プール 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
- (3) 地域子育て支援拠点 午前 1 0 時から午後 4 時まで

3 平塚市西部福祉会館の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 会議室その他の集会室及び多目的ホール 午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 浴場 午前 1 0 時から午後 3 時まで
- (3) 地域子育て支援拠点 午前 1 0 時から午後 4 時まで

4 前 3 項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用できる者)

第 1 0 条 福祉会館を利用できる者は、市内に居住する者及びその付添人並びに市内の福祉団体及び福祉関係者とする。ただし、次の各号に掲げる施設にあっては、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 浴場及び機能回復訓練用プール 市内に居住する 6 0 歳以上の者及び障害者等並びにそれらの付添人
- (2) 地域子育て支援拠点 市内に居住する未就学児及びその保護者
- (3) 体育館 市内の団体であって、市長が別に定める基準に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める者は、福祉会館を利用することができる。

(利用承認)

第 1 1 条 福祉会館を利用する者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用制限)

第 1 2 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、福祉会館の利用を承認してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。

(3) 福祉会館の施設及び附属設備その他器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 管理上支障があると認められるとき。

(5) その他その利用が不適當と認められるとき。

(利用条件)

第 1 3 条 指定管理者は、第 1 1 条の規定により福祉会館の利用を承認する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(承認目的以外の利用禁止)

第 1 4 条 第 1 1 条の規定により福祉会館の利用の承認を受けた者は、その利用承認に係る利用目的以外に利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第 1 5 条 福祉会館を利用する者(その者の利用目的に応じて入館した者を含む。以下「利用者」という。) は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。

(2) 暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 許可なく附属設備その他器具等を福祉会館外に持ち出さないこと。

(4) 許可なく特別の設備を設け、又は貼り紙をし、若しくはくぎ類を打ち込まないこと。

(5) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。

(6) 係員の指示に従うこと。

(7) その他管理上又は運営上不適當な行為をしないこと。

(利用承認の取消し等)

第 1 6 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、福祉会館の利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又はその利用を停止することができる。この場合において、これらの処分によって生じた損害に対しては、指定管理者は、その責任を負わない。

(1) 第 1 2 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第 1 3 条の規定による利用条件に違反したとき。

(3) 福祉会館の利用の申込みに不正があったとき。

(4) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要が生じたとき。

(5) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金の納付及び免除)

第 1 7 条 福社会館の浴場、機能回復訓練用プール及び体育館を利用する者は、別表に定める額の範囲内で市長の承認を受けて指定管理者が定める利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。この場合において、当該利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長が定める基準に従い、福社会館の浴場、機能回復訓練用プール及び体育館の利用料金を免除することができる。

(損害賠償)

第 1 8 条 利用者が福社会館の施設及び附属設備その他器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(管理上の入室)

第 1 9 条 利用者は、係員が管理上の必要により入室を要求した場合には、これを拒むことができない。

(委任規定)

第 2 0 条 この条例に定めるもののほか、福社会館の管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 5 月 2 8 日から施行する。

(平塚市福社会館条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 平塚市福社会館条例 (昭和 5 0 年条例第 3 号)

(2) 平塚市東部福社会館白寿荘の設置及び管理等に関する条例 (昭和 5 7 年条例第 2 号)

(経過措置)

3 この条例施行前に行われた平塚市福社会館又は平塚市東部福社会館白寿荘の利用の承

認その他の行為でこの条例施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた利用の承認その他の行為とみなす。

（指定管理者が不在等の場合における福社会館の管理の特例）

- 4 指定管理者の指定の取消しその他の事由により指定管理者が福社会館の管理に関する業務を行うことができない場合における当該業務は、市長が行う。この場合において、指定管理者に納付し、指定管理者の収入とすべき利用料金は、市長が使用料として徴収する。

附 則（平成 15 年 3 月 24 日条例第 7 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日条例第 23 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 5 条の規定により承認を受けている者は、改正後の第 11 条の規定により承認を受けたものとみなす。

（準備行為）

- 3 改正後の第 5 条及び第 7 条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 12 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日条例第 8 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 25 日条例第 21 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 29 日条例第 16 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けたこの条例による改正前の第 1 7 条第 1 項に規定する児童デイサービスに係る使用料の納付については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日条例第 3 1 号）

この条例は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日条例第 4 7 号）

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （ 1 ） 第 4 条及び第 5 条第 1 項ただし書の改正規定 公布の日
- （ 2 ） 第 1 7 条第 1 項及び別表第 1 平塚市福祉会館の項第 3 号の改正規定 平成 3 0 年 4 月 1 日

附 則（令和元年 6 月 2 7 日条例第 4 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けたこの条例による改正前の第 1 7 条第 1 項に規定する児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年〇月〇日条例第〇号）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第 1 7 条関係）

福祉会館の浴場、機能回復訓練用プール及び体育館利用料金

区分	額の範囲
浴場	1 回につき 1 0 0 円以内
機能回復訓練用プール	1 回につき 1 0 0 円以内
体育館	1 時間当たり 2 0 0 円以内